

見 積 競 争 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和 7 年 2 月 17 日

全国健康保険協会秋田支部
支部長 加藤 尊

1 調達内容

(1) 調達件名

小荷物運送業務委託

(2) 調達物品の特質等

仕様書による

(3) 履行期限

令和 8 年 3 月 31 日

(4) 納品場所

全国健康保険協会秋田支部

(5) 見積方法

単価にて見積競争に付する。

見積は、単価にて行う。契約の決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって判定を行うので、参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していない者。
- (3) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (4) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと
- (5) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

3 見積書等の提出場所等

(1) 見積書等の提出場所及び問い合わせ先

〒010-8507

秋田市旭北錦町 5-50 シティビル秋田 2 階

全国健康保険協会秋田支部企画総務グループ 担当：吉田

電話（直通） 018-883-1841

※仕様書の 11 (1) にある認証等確認できるものの写しを見積書と併せて提出すること。

- (2) 仕様書の配布及び内容に関する問合せ先

上記 3 の (1) と同じ

- (3) 見積書等の提出方法

郵送または持参によること

- (4) 見積書等提出期限

期 限 令和 7 年 3 月 10 日 (月) 12 時 00 分 (必着)

※郵送の場合も上記日時までに必着とする。

4 契約方法

見積書を提出期限内に提出し、予定価格の範囲内で、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。

5 その他

- (1) 見積書には、事業所名・代表者名を記載し代表者印を押印すること。記載漏れ、押印漏れ及び判読できないものは無効とする。

- (2) 提出後の見積書の差替え、変更又は取り消しをすることはできない。

- (3) 2 に示した参加資格のない者の単価見積書は無効とする。

- (3) 契約書作成の要否 要

- (4) 決定業者にのみ別途、電話で連絡することとする。

- (5) 見積競争を実施し、契約の相手方が決定した時には全国健康保険協の令和 7 年度予算が認可されることを前提として、令和 7 年 4 月 1 日付け (予定) で遅延なく契約書を取り交わすものとする。